平成２１年（フ）第１０５８２号
神奈川県厚木市飯山1531―４
債務者　河田さゆり
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５８３号
千葉県船橋市小室町2574
債務者　宇津木久美子（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５８４号
福島県大沼郡会津美里町永井野字上町1762
債務者　日下　幸平
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５８５号
愛媛県松山市西石井４丁目７―36
債務者　佐伯　美恭
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６１７号
東京都葛飾区亀有１丁目10―８―101
債務者　岩崎眞由美
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２０号
東京都府中市西原町２丁目27―３―102
債務者　野澤　順子（旧姓長澤）
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２４号
東京都羽村市富士見平２丁目19―５―101
債務者　多田祐美子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２６号
千葉県松戸市小山500―２
債務者　淀縄裕美子
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２７号
千葉県佐倉市岩富町393―１
債務者　鈴木　明美
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２８号
埼玉県草加市八幡町979―１　ニューヴィレッジⅡ―101
債務者　澤田　麻衣
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６３０号
東京都豊島区雑司が谷１丁目４―５―206
債務者　菅澤　智里
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６３５号
埼玉県東松山市旗立台30―127
債務者　齊藤　恵子（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６４６号
埼玉県和光市白子３丁目31―５―215　あかるハイム17
債務者　小野　美保
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６５６号
東京都板橋区志村３丁目17―21―203
債務者　須藤　健一
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６５７号
東京都台東区三ノ輪１丁目13―６―503
債務者　佐久間英里
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部